

資料 定款変更について

主たる事務所住所をやわたメディカルセンターから実務を行っている公立能登総合病院へ移転します。また、今後の士会協会の連携体制強化に向けて定款の会員に関する項目を全国協会と一致させていきたいと考えています。よって以下の定款変更案に承認をお願いいたします。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(事務所)</p> <p>第2条 当法人は、主たる事務所を石川県<u>小松市</u>に置く。</p> <p>(法人の構成員と種別)</p> <p>第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般社団・財団法人法）上の社員とする。</p> <p>(1) 正会員 「言語聴覚士法」（平成9年法律第132号）第2条の規定による言語聴覚士の免許を有する者であって、<b>(追記)</b> 石川県在住または在勤であり、当法人の目的に賛同し入会した個人</p> <p>(2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業を賛助する個人及び団体</p> <p>(3) 学生会員 言語聴覚士の免許を有しない者で言語聴覚療法学（または関連領域）を専攻中の学生</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>(経費の負担)</p> <p>第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年会員は社員総会において別に定める入会金および会費を支払う義務を負う。</p> <p>2 正会員、賛助会員又は学生会員は、疾病、災害等により、会費を納入することが困難な事由があるときは、<b>その延納、減額又は免除の申出をすることができる。</b></p> <p>3 前項の申出があったとき、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。</p> <p>(会員資格の喪失)</p> <p>第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 第7条の会費支払い義務を<u>1年</u>以上履行しなかったとき</p> <p>(2)～(6) (条文省略)</p>	<p>(事務所)</p> <p>第2条 当法人は、主たる事務所を石川県<u>七尾市</u>に置く。</p> <p>(法人の構成員と種別)</p> <p>第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般社団・財団法人法）上の社員とする。</p> <p>(1) 正会員 「言語聴覚士法」（平成9年法律第132号）第2条の規定による言語聴覚士の免許を有する者であって、<b>他都道府県士会の正会員ではなく、</b>石川県在住または在勤であり、当法人の目的に賛同し入会した個人</p> <p>(2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業を賛助する個人及び団体</p> <p>(3) 学生会員 言語聴覚士の免許を有しない者で言語聴覚療法学（または関連領域）を専攻中の学生</p> <p><b>2 正会員は日本言語聴覚士協会に入会することとする</b></p> <p>(経費の負担)</p> <p>第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年会員は社員総会において別に定める入会金および会費を支払う義務を負う。</p> <p>2 正会員、賛助会員又は学生会員は、疾病、災害等により、会費を納入することが困難な事由があるときは、<b>(削除)</b> 減額又は免除の申出をすることができる。</p> <p>3 前項の申出があったとき、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。</p> <p>(会員資格の喪失)</p> <p>第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 第7条の会費支払い義務を<u>2年</u>以上履行しなかったとき</p> <p>(2)～(6) (条文省略)</p>

